

意見書案第5号

「国葬」の中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 4年 9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 遠山智恵子

「国葬」の中止を求める意見書（案）

取手市議会は、安倍晋三元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の意を表するとともに、暴挙に対して厳しく糾弾します。

政府は、安倍元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。

しかし、国葬の要件を定めた法規がないもとの、9月8日に、衆参両院の議院運営委員会において説明したとしていますが、十分なものとは言えず、審議も不十分なまま、約16億6千万円の国費を投じて実施しようとしています。

このことは、法治主義にも財政民主主義の原則にも違反するものです。

国民の中でも評価が大きく分かれる安倍元首相を礼賛する立場で国葬を実施することは、政治的立場・姿勢を、国家として全面的に公認・賛美することになります。

また、こうした形で国葬を行うことが、安倍元首相に対する弔意を個々の国民に対して事実上強制することにつながるものが強く懸念されます。

以上の理由により、取手市議会は、下記の事項を求めます。

記

- 1 安倍晋三元首相の「国葬」を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣